

第6節 歯科保健医療対策

【現状と課題】

現 状

- 1 歯科口腔保健医療対策について
 - 口腔管理をかかりつけ歯科医で行うことが、歯科疾患を予防するためには効果的ですが、かかりつけ歯科医を持っている人は72.4%と県平均75.6%より低くなっています。(平成24年度生活習慣関連調査)
 - 歯科診療所1施設あたりの歯科衛生士の従事者数は0.74人と県平均0.89人より低くなっています。(平成21年度歯科医療機能連携実態調査)
 - 歯科訪問診療や居宅療養管理指導等の在宅医療、介護保険サービスの実施割合は52.0%と県平均41.1%より高くなっています。(平成21年度歯科医療機能連携実態調査)
 - 要介護者に対する歯科医療として歯科医師会の心身障害者歯科協力医事業が、また、在宅療養者には往診歯科診療事業が実施されていますが、全ての診療所に対応できている状況ではありません。また、口腔ケアの供給体制が確立されていない現状です。
 - 平成21年から春日井市内の糖尿病専門医と歯科診療所の間において、歯周病を糖尿病の合併症の一つと考える糖尿病連携手帳を活用した歯周病の重症化予防を目指した医科と歯科の連携を進めています。また、他の市町においても医科と歯科の連携に向けた取り組みが始まっています。
- 2 ライフステージを踏まえた歯科口腔保健対策
 - 妊産婦に対する歯科健康診査は全市町で行っており、健康教育の参加率は県平均より高い状況ですが十分ではありません。(表2-6-1)
 - 乳幼児期においては健康教育・歯科健康診査・予防処置等が実施され、県平均と比べ、1歳6か月児のむし歯経験者率は1.46%と若干高いものの、3歳児のむし歯経験者率は12.3%と低く、さらに5歳児のむし歯経験者率は37.1%と2.7ポイント低い状況です。(表2-6-2)
 - 乳幼児期・学童期はむし歯が増加する時期であることから、永久歯のむし歯予防対策として、フッ化物洗口が幼稚園・保育園、小学校で実施されています。(表2-6-3)

課 題

- 歯科診療所での保健事業の充実を図り、予防活動を積極的に行う必要があります。
- かかりつけ歯科医の必要性を住民に普及する必要があります。
- 地域の歯科保健医療対策の推進を図る上で、歯科衛生士の充足を図る必要があります。
- 要介護者への訪問歯科診療及び居宅療養管理指導の充実した展開ができるよう、在宅療養支援歯科診療所の増加を図るなど体制整備を進めていく必要があります。
- 口腔ケアの充実を図るため、介護予防も念頭においた口腔ケアの重要性を広く啓発し、口腔ケアサポート体制を整備する必要があります。
- 糖尿病の合併症管理や重症化予防のために、医療圏全域において医科と歯科及び薬剤師会等関係機関において糖尿病連携手帳等を利用し、連携を一層進める必要があります。
- 母子保健事業は、生涯を通じた歯科保健の基礎となるため、むし歯及び歯周疾患に関する知識の普及を図り、妊婦・産婦を含めた歯科健診の受診率の向上に取り組む必要があります。
- 愛知県歯科口腔保健基本計画及び健康日本21あいち新計画における目標値「むし歯のない3歳児の割合の増加95%」を達成できるよう一層の努力が必要です。
- 幼稚園・保育所(園)、小・中学校におけるむし歯予防対策として、フッ化物洗口等のフッ化物の応用がより多くの施設において導入できるよう検討し

- 健康増進法に基づく歯周疾患検診（40・50・60・70歳の節目検診）を全ての市町で実施していますが、受診率が各年代ともに県平均より低い状況です。（表2-6-4）
- 歯を喪失する二大疾患の一つである歯周病対策は、生活習慣病対策に取り入れて事業展開を図っています。
- 各市町は、介護予防事業として、高齢者がいつまでも安全においしく食べることができるよう口腔機能維持のための事業を行っています。
- 自治体が行う母子保健事業、成人保健事業、介護予防事業や健康教育事業を受託実施している歯科診療所の割合は県平均より高くなっています。（平成21年度歯科医療機能連携実態調査）

3 歯科保健情報の収集・提供の充実

- 保健所では、母子保健事業及び成人・老人保健事業、幼児期、児童・生徒の歯科健診結果について、情報の収集、分析、結果還元を行っています。
- 8020運動推進連絡協議会において、地域における情報から得た問題点を協議し、歯科口腔保健対策の推進を図っています。

【今後の方策】

- 各市町は、住民が 8020 達成とともに何でも食べることができることの実現を目指し、具体的な数値目標の入った「市町健康増進計画」に基づき目標達成に向けて推進します。
- 各市町は、母子保健事業及び健康増進事業における歯科保健対策の一層の充実として、受

ていく必要があります。

- 歯周病は若い世代から取り組むことが有効であることから歯周疾患検診の充実と併せて 40 歳未満の若い世代からの健診体制を強化していく必要があります。
- 特定健診の問診に、歯周病に関する項目も充実させる必要があります。
- 歯周疾患検診受診者の増加を図るため、歯周疾患と全身疾患との関係が深いことを住民に広く周知し、生活習慣の改善を含めた啓発活動を行う必要があります。
- 高齢者の口腔機能の維持・向上への取り組みをより一層進めるとともに、その重要性を啓発する必要があります。
- 自治体が行う歯科保健対策の推進や歯科医療の円滑な提供ができるよう環境整備を図る必要があります。
- ひと口 30 回以上噛んで食べることを目標とする「噛ミング 30（カミングサンマル）」について啓発活動を行う必要があります。
- 摂食・嚥下障害者に対する機能回復を目指したかかりつけ歯科医と高次医療機関とのチームアプローチが不可欠です。
- がん患者等の治療を実施する医師と歯科医師が連携し、入院前から退院後を含めた周術期口腔機能管理を行う必要があります。
- 保健所は、関係機関との協働により事業評価に努める必要があります。

診率の向上及び内容の充実を図ります。

- 歯科診療所は、いわゆる「早期発見・早期治療」だけではなく、さらに歯科疾患や口腔機能低下の予防にも重点を置き、かかりつけ歯科医機能の充実を図ります。
- 要介護者、障害者(児)及び在宅療養者を支援する関係者は、口腔ケアを意識した歯科保健医療対策を推進します。
- 保健所は、歯周病対策として関係機関のネットワーク化を図り、地域・職域で包括的な対策ができるよう働きかけます。
- 保健所における歯科保健に関する情報管理能力を向上します。
- 歯周疾患健診の受診率をあげるため、各市町の節目健診をさらに充実させていく必要があります。

表 2-6-1 妊産婦歯科健診及び健康教育実施状況（平成 23 年度）

	妊産婦歯科健診			妊産婦健康教育		
	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	対象者数(人)	参加者数(人)	参加者率(%)
医療圏計	7,154	1,709	23.9	7,154	1,538	21.5
県計	80,898	26,212	32.4	70,786	12,274	17.3

資料：地域歯科保健業務状況報告（愛知県健康福祉部）

表 2-6-2 幼児のむし歯経験者率（平成 23 年度）（単位 %）

	1歳6か月児	3歳児	5歳児
医療圏計	1.46	12.3	37.1
県計	1.47	13.7	38.3

資料：母子健康診査マニュアル報告（愛知県健康福祉部）、地域歯科保健業務状況報告（愛知県健康福祉部）

注：5歳児は、幼稚園・保育園の年長児

表 2-6-3 フッ化物洗口実施状況（平成 24 年 3 月末現在）（単位 施設数）

	幼稚園・保育園	小学校	中学校	合計
医療圏計	89	7	0	96
県計	483	289	10	782

資料：う蝕対策支援事業実施報告

表 2-6-4 健康増進法による歯周疾患検診実施状況（平成 23 年度）

	歯周疾患検診																			
	40歳					50歳					60歳					70歳				
	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	CPI3以上の者		対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	CPI3以上の者		対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	CPI3以上の者		対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	CPI3以上の者	
				人数(人)	割合(%)				人数(人)	割合(%)				人数(人)	割合(%)				人数(人)	割合(%)
医療圏計	13,260	988	7.5	270	27.3	8,242	541	6.7	173	32.0	9,970	689	6.9	272	39.5	10,328	1,082	10.5	465	43.0
県計	78,081	7,397	8.5	2030	27.4	54,994	4,956	9.0	1788	36.1	66,242	3,387	8.1	2,325	43.2	61,473	7,190	11.7	3,386	47.1

資料：健康増進法による歯周疾患検診実施状況報告

注：対象者は各市町独自で選定したもの。